

真鶴町

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

真鶴町

あいさつ



本町は古くからみんなで子ども達の面倒を見るということが長年行われ、「地域のつながり」が実践できている町であると自負しております。

平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の公布を受け、「真鶴町次世代育成支援行動計画」を策定し、「安らぎとふれあいのなかで健やかに子どもが育つ環境を」を基本理念に子ども医療費の助成の中学生までの拡大や子育てサロンの開設をはじめ、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

行動計画を進めていく中で、増加する児童虐待への対応、特別な支援を要する児童とその家族への対応、景気動向・雇用環境の変化に伴う保育の問題や仕事と子育ての両立支援等といった新たな問題も発生してまいりました。

平成24年8月には子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的に「子ども・子育て支援法」などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」が公布され、この3法に基づいて平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

このような社会情勢や国の動向を踏まえ、真鶴町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、平成21年度に策定された「真鶴町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえながら、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした「真鶴町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

世帯が多様化する中、地域と行政が協働しなくては解決できない問題への対応も含めてその役割を果たすための計画を策定し、実現していくことは重要であると考えております。

真鶴町総合計画「未来（あす）を築くビジョン」の基本方針である「みんなで支え合い、分かち合うまちづくりを進める（支える）」の取り組みでもある、地域における子育て支援・保育サービス、子育て支援のネットワークづくりを充実させていきたいと考えておりますので、ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ニーズ調査にご協力いただいた町民の皆様や、本計画の策定にご尽力いただきました真鶴町子ども・子育て会議の委員の方々をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

真鶴町長 宇賀 一章

目 次

第1章	計画の基本的な考え方.....	1
1節	計画の目的・背景.....	1
2節	計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3節	計画の期間.....	2
4節	計画の対象・策定体制.....	2
5節	基本理念.....	3
6節	計画の基本的な視点.....	4
7節	子ども・子育て支援新制度による取り組みの推進.....	5
第2章	本町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	6
1節	真鶴町の概況.....	6
2節	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要.....	11
3節	保育所、幼稚園等の状況.....	19
4節	課題のまとめと今後の方向性（案）.....	21
第3章	施策の体系と展開.....	22
1節	施策の体系.....	22
2節	具体的施策・事業の展開.....	23
第4章	数値目標及び確保方策について.....	53
1節	教育・保育の提供区域の設定.....	53
2節	教育・保育事業の数値目標と確保方策.....	53
3節	地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策.....	55
第5章	計画の推進について.....	61
1節	計画の推進体制.....	61
2節	計画の進行管理.....	61
資料編	62
1	真鶴町子ども・子育て会議設置要綱.....	62
2	委員名簿.....	64

第1章 計画の基本的な考え方

1節 計画の目的・背景

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでいるとともに、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

国では、これまで少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が行われました。

その後平成 24 年には、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この3法に基づいて平成 27 年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

そして、子ども・子育て関連3法の一つであります「子ども・子育て支援法」では、都道府県では「子ども・子育て支援事業支援計画」を、市区町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられています。

このような社会情勢や国の動向を踏まえ、真鶴町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、平成 21 年度に策定された「真鶴町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえながら、平成 27 年度から 31 年度の5か年を計画期間とした「真鶴町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2節 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「真鶴町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「真鶴町総合計画」やその他の関連する福祉計画等との整合、連携を図ります。

3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
真鶴町子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

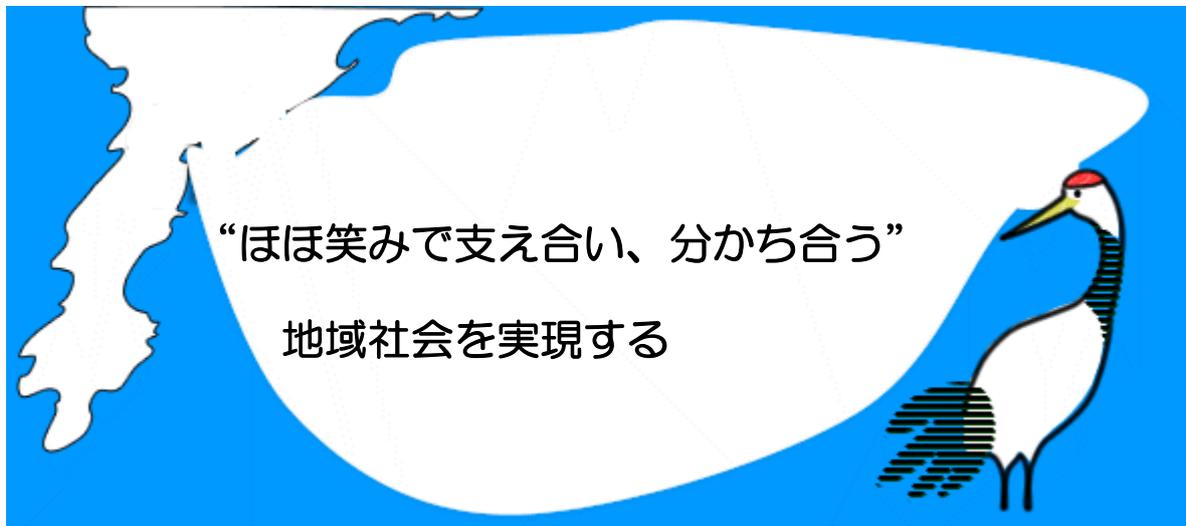
4節 計画の対象・策定体制

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体です。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「真鶴町子ども・子育て会議」において意見聴取や審議を行い、計画策定や進行管理を行っていきます。当会議は、学識経験者や子ども・子育て支援事業者、保護者等から構成されています。

5節 基本理念

「真鶴町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の理念を継承します。



平成22年度策定「未来（あす）を築くビジョン」（※第4次真鶴町総合計画）において、まちづくりを進めるにあたっての基本原則を“まちづくりの5つの理念”として定めています。

- 笑顔の町（平和）
- 美の町（環境）
- 安全安心な町（生活）
- 学びの町（教育）
- 思いやりの町（人権）

以上の理念を踏襲し、本計画の基本構想にて掲げた「まちづくりの目標」である

≪ 信頼で築く未来、美しく輝く町へ

“ほほ笑みで支え合い、分かち合う” 地域社会を実現する ≫

を基本理念とします。

6節 計画の基本的な視点

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「後期行動計画策定指針」に示された「基本的な視点」として①子どもの視点、②次代の親づくりという視点、③サービス利用者の視点、④社会全体による支援の視点、⑤仕事と生活の調和実現の視点、⑥すべての子どもと家庭への支援の視点、⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点、⑧サービスの質の視点、⑨地域特性の視点を引き継ぎ、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を反映させていきます。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

①子どもの育ちに関する理念

- 人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに周囲の環境に対して能動的に働きかける力を有する。
- 発達に応じた適切な保護者の関わりや子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

②子育てに関する理念

- 保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと。
- 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが必要。

③社会のあらゆる分野における構成員の責務

- 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ。
- 未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが必要。

7節 子ども・子育て支援新制度による取り組みの推進

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援新制度を踏まえた取り組みを推進していきます。子ども・子育て支援新制度では、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

支援制度の主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- 市町村を制度の実施主体として位置付け
- 新たな財源を確保し、子ども・子育て支援の量・質を充実 等

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

児童手当

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②一時預かり事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④地域子育て支援事業
- ⑤妊婦健診
- ⑥乳児家庭全戸訪問事業
- ⑦養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑧子育て短期支援事業
- ⑨ファミリー・サポート・センター事業
- ⑩時間外保育事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

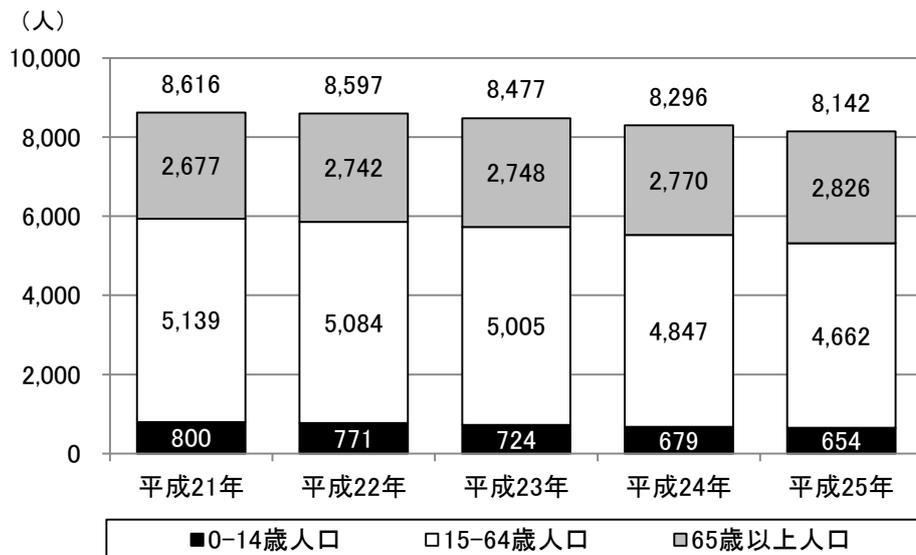
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1節 真鶴町の概況

1. 人口・世帯の動向

1) 総人口と年齢階層別人口の推移

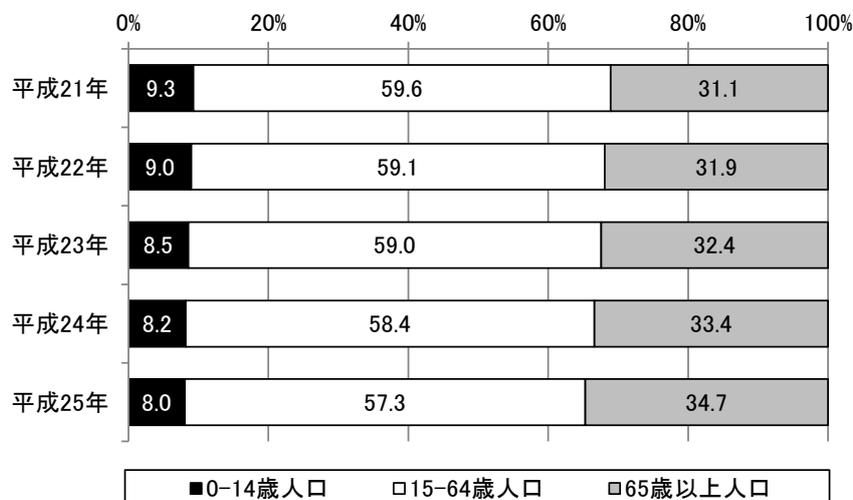
平成21年から平成25年の総人口の推移をみると、年々減少する傾向となっています。年齢3区分別では、0～14歳人口（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）は年々減少しており、65歳以上人口（高齢者人口）は増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳

2) 年齢階層別人口割合の推移

年齢階層別人口の割合をみると、0～14歳人口（年少人口）の割合は、平成21年から平成25年までに1.3ポイント減少しています。

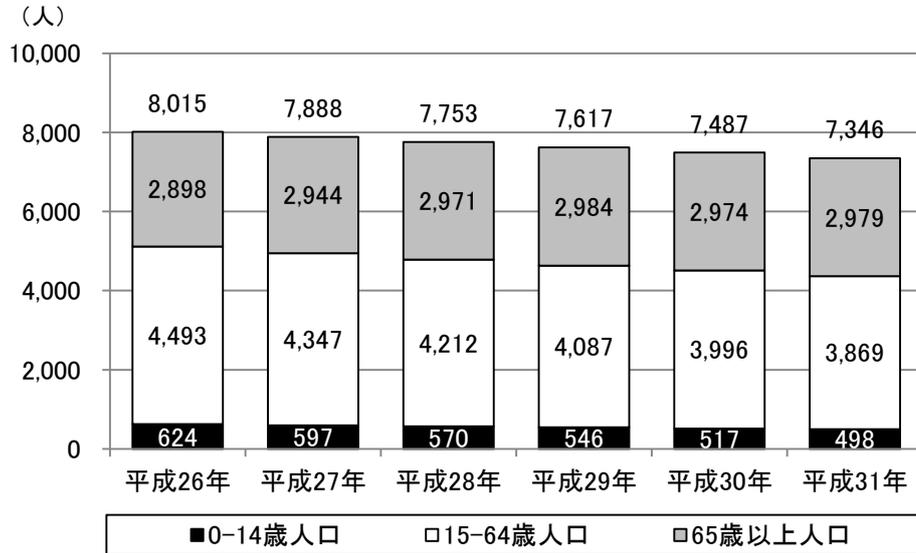


資料：住民基本台帳

3) 今後の総人口及び年齢階層別人口の推計

平成 26 年から平成 31 年までの総人口の推計をみると、今後も総人口は減少する傾向にあり、平成 31 年には 7,346 人となっています。

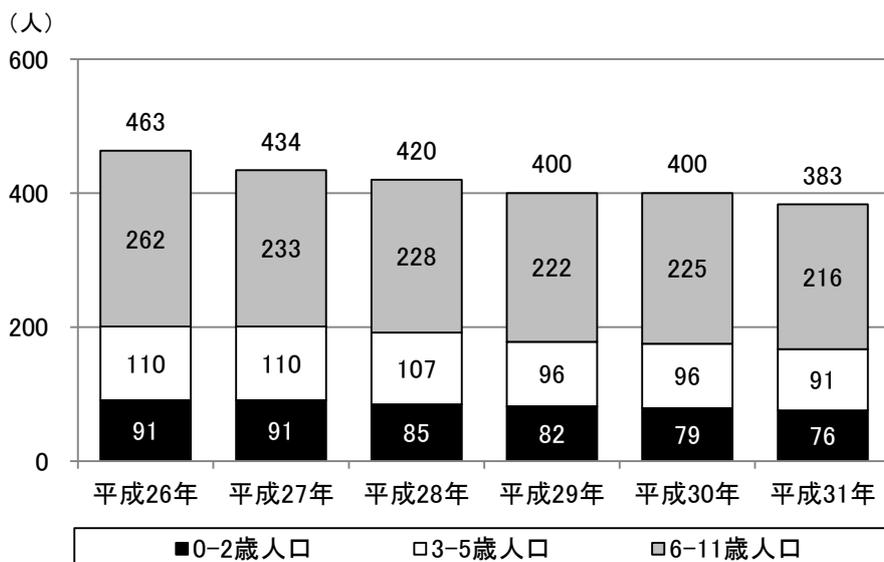
年齢 3 区分別の人口推計では、0～14 歳人口（年少人口）及び 15～64 歳人口（生産年齢人口）は減少し、65 歳以上人口（高齢者人口）は概ね増加傾向となっており、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。



資料：平成 21 年～平成 25 年の住民基本台帳を元に、コーホート変化率法により算出

4) 今後の0歳～11歳児童人口の推計

0 歳～11 歳の児童人口の推計をみると、今後も減少傾向は進行し、平成 26 年と平成 31 年の児童人口では 80 人の減少が予測されます。

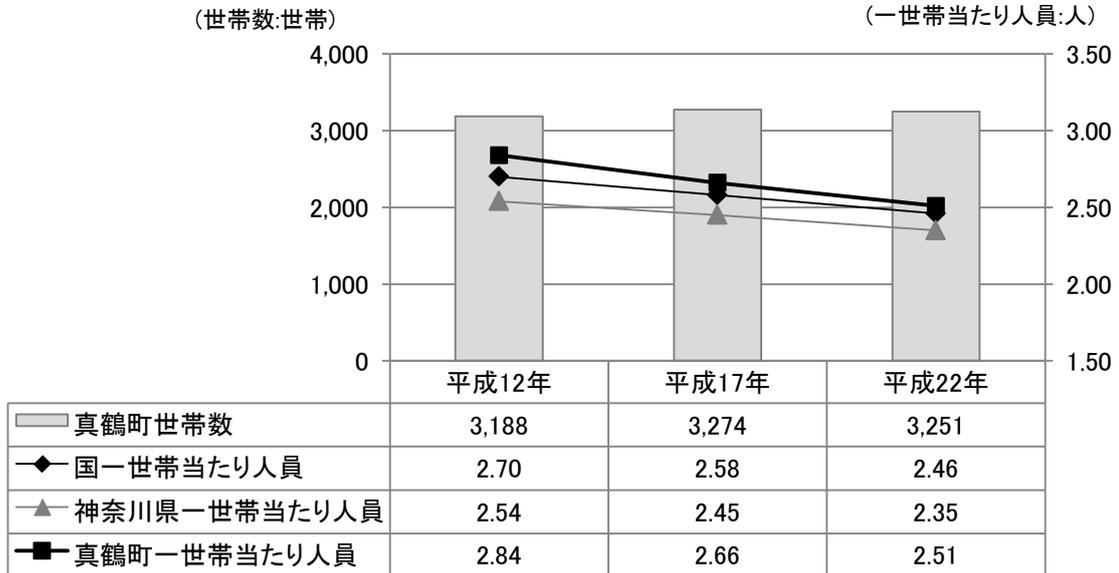


資料：平成 21 年～平成 25 年の住民基本台帳を元に、コーホート変化率法により算出

5) 世帯数の推移

本町の平成 22 年の世帯数は 3,251 世帯で、平成 17 年と比べ減少しています。

また、平成 22 年の一世帯当たり人員は 2.51 人で、減少傾向が続いていますが、国や県の水準を上回っています。この減少傾向は核家族化の進行や単身世帯の増加等が理由として考えられます。



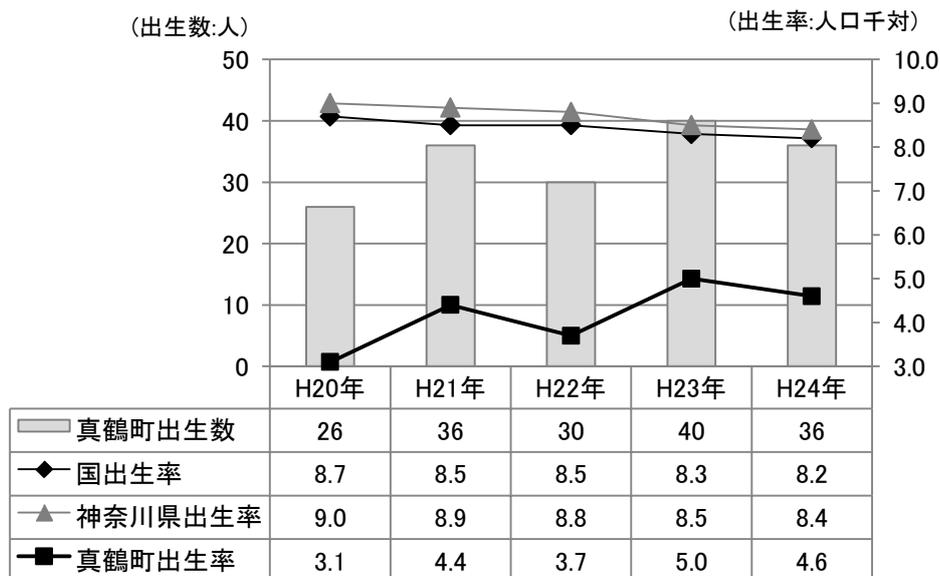
資料：国勢調査

2. 婚姻・出産等の状況

1) 出生数と出生率の推移

本町の平成 24 年の出生数は 36 人で、平成 20 年と比べ増加しています。

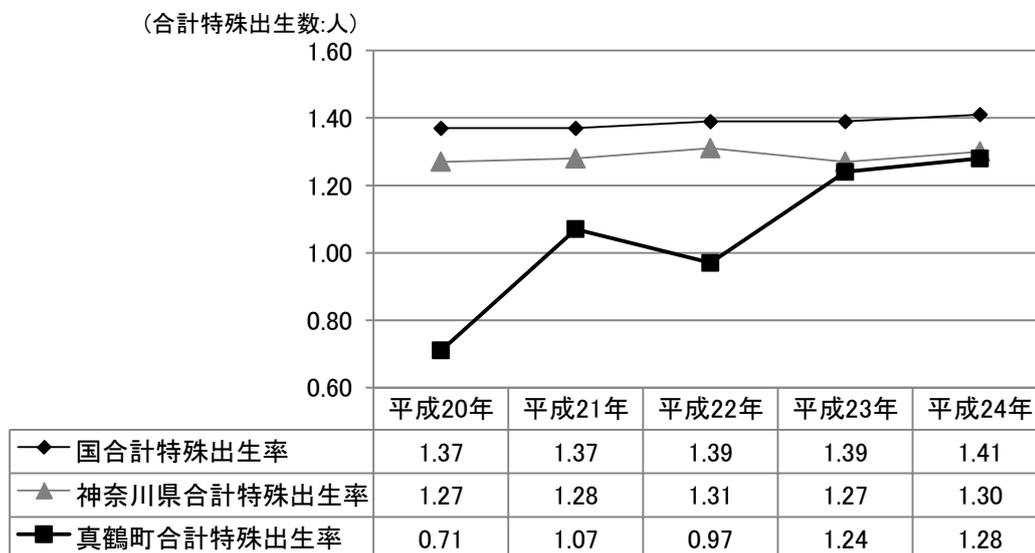
また人口千人当たりの平成 24 年の出生率は、4.6 人で平成 20 年と比べ増加していますが、国や県の水準を下回っています。



資料：人口動態統計

2) 合計特殊出生率の推移

本町における1人の女性が生む子どもの数を表す「合計特殊出生率」は、平成24年には1.28人で、概ね増加傾向で推移しています。国や県と比べた場合、国の水準より低いものの、平成23年以降、県の水準と近くなっています。

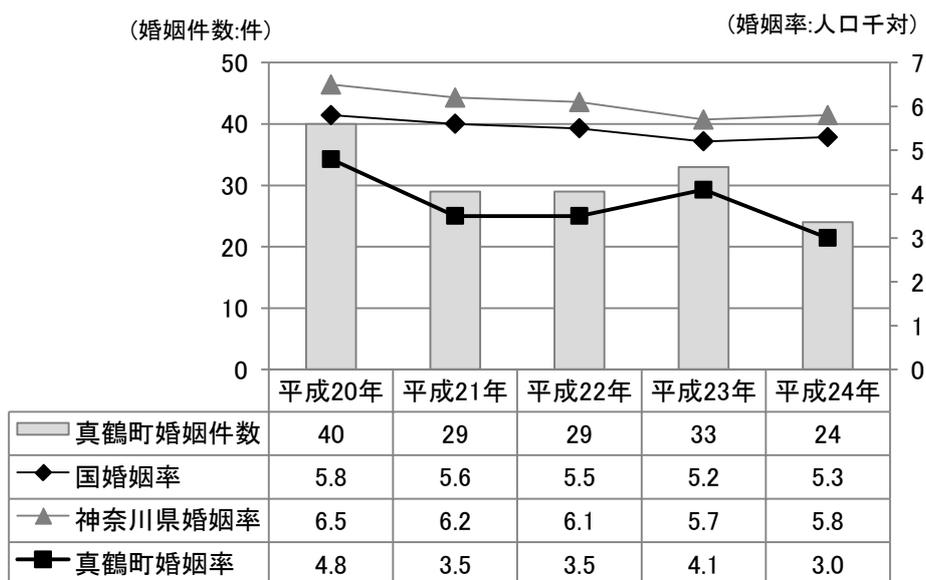


資料:人口動態統計

※合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、15～49歳の間に産むとした場合の子ども数をいいます

3) 婚姻件数と婚姻率の推移

本町における婚姻件数をみると、概ね減少傾向にあり、平成24年は24件となっています。また、婚姻率も同様に概ね減少傾向にあり、国や県の水準を下回っています。

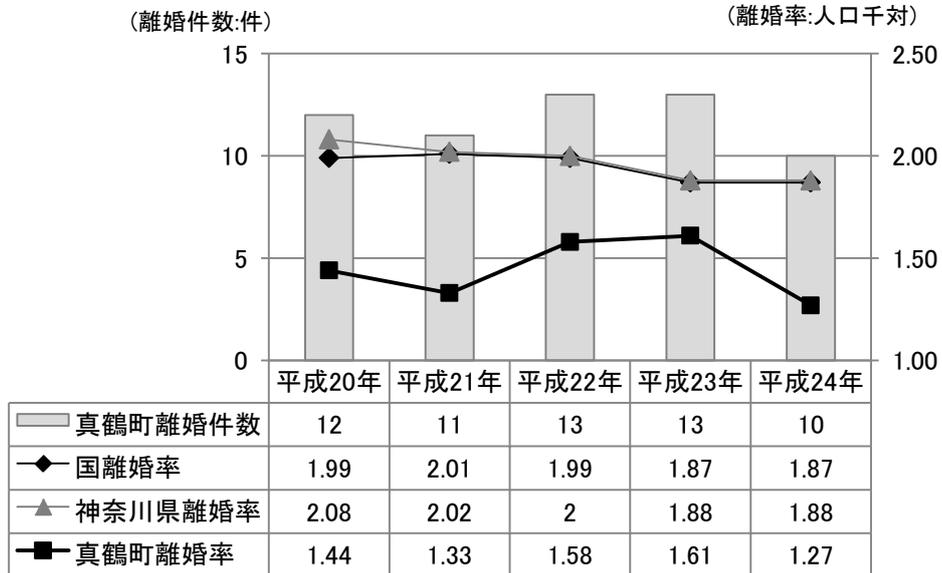


資料:人口動態統計

4) 離婚件数と離婚率の推移

本町における離婚件数をみると、増加と減少を繰り返しており、平成24年で10件となっています。

また、婚姻率も同様に増加と減少を繰り返しているものの、国や県の水準を下回っています。



資料：人口動態統計

3. 女性の就労状況

1) 女性の5歳階級別就業率（20-44歳）

本町における女性の5歳階級別就業率（20-44歳）をみると、最も若い年齢層を除き、就業率は増加しています。

真鶴町女性5歳階級別就業率	H12年	H17年	
20-24歳	70.4	67.8	国勢調査
25-29歳	67.9	69.9	国勢調査
30-34歳	65.2	67.9	国勢調査
35-39歳	68.8	68.5	国勢調査
40-44歳	68.2	77.6	国勢調査

資料：国勢調査

2節 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

1. 調査概要

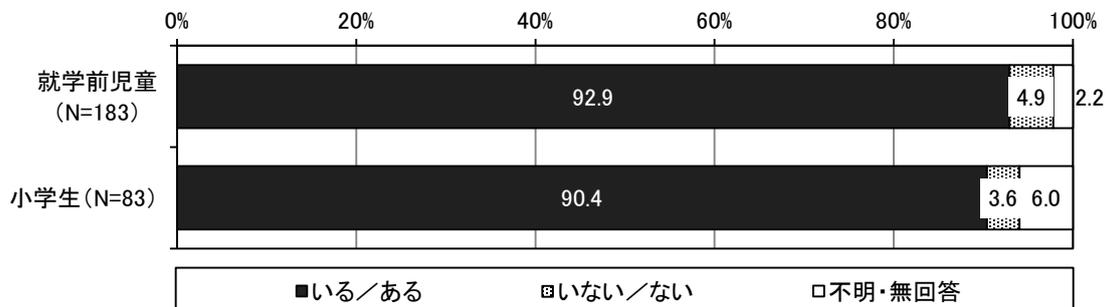
- 調査地域：真鶴町全域
- 調査対象者：真鶴町在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者
真鶴町在住の「1～3年生の小学生」をお持ちの世帯・保護者
- 調査期間：平成26年1月14日（火）～平成26年1月27日（月）
- 調査方法：保育園・幼稚園・小学校を通しての配布・回収。
施設未利用者は郵送配布・郵送回収。

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	229	183	79.9%
小学生	112	83	74.1%
合計	341	266	78.0%

2. 結果概要

1) 子育てをする上での相談相手・相談場所の有無について

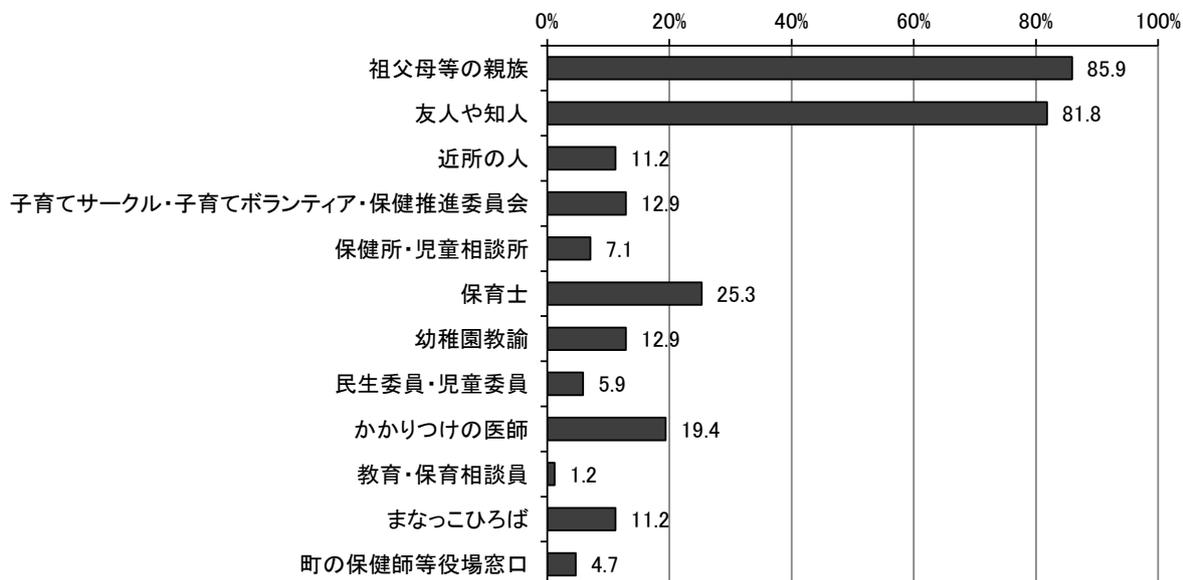
気軽に相談できる人・場所の「いない／ない」人が、就学前児童では4.9%、小学生児童では3.6%となっています。



2) 子育てに関する相談先について

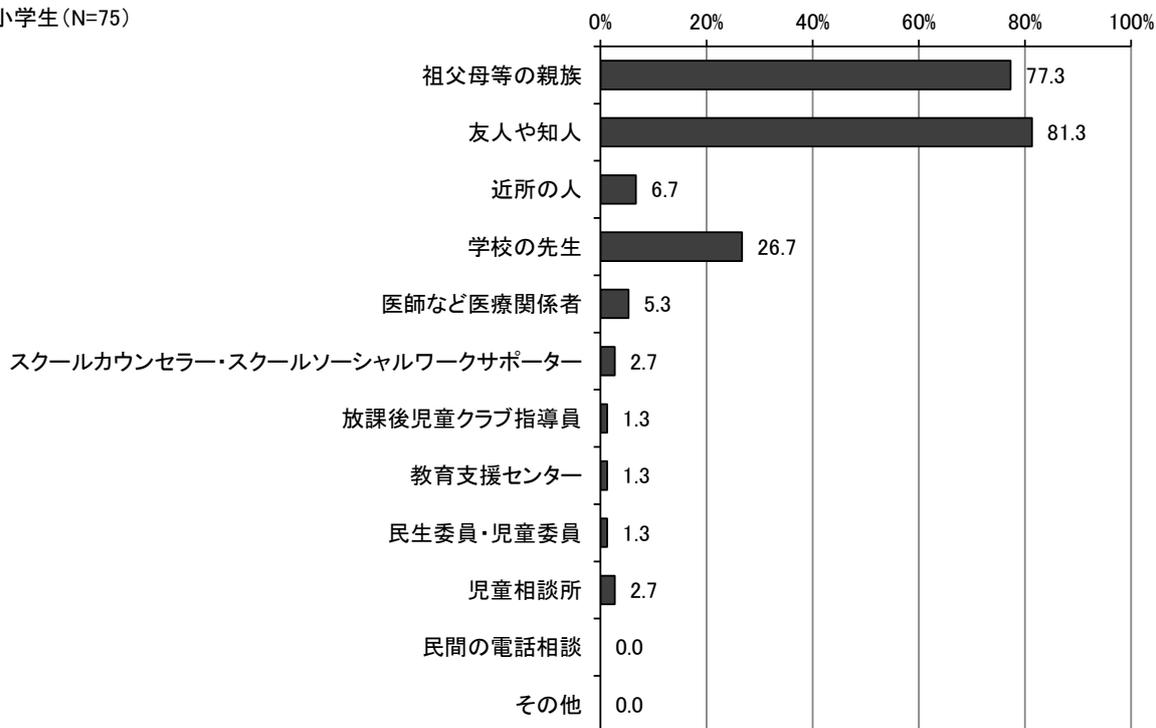
就学前児童では、「祖父母等の親族」が85.9%と最も高く、次いで「友人や知人」が81.8%となっています。

就学前児童(N=170)



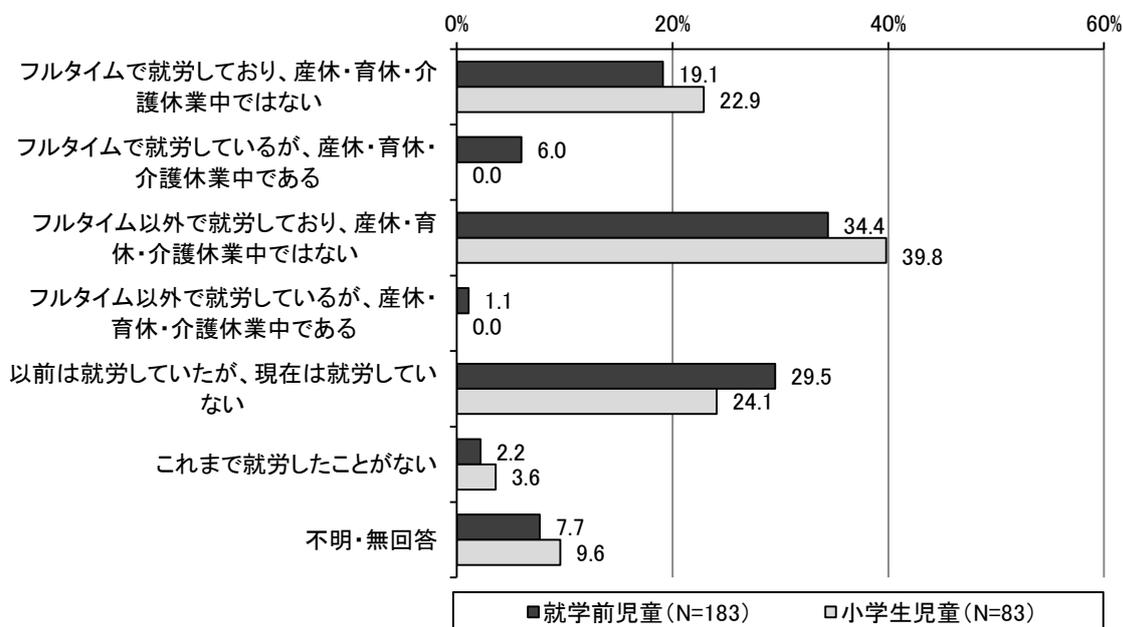
小学生児童では、「友人や知人」が81.3%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が77.3%となっています。

小学生(N=75)



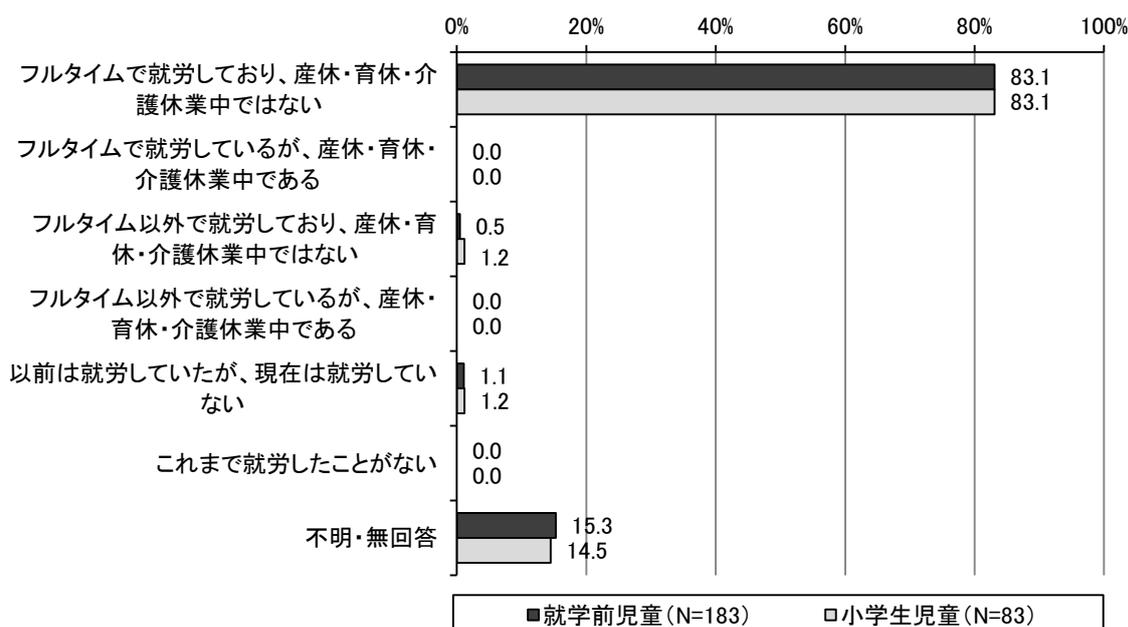
3) 母親の就労状況について

「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、就学前児童では34.4%、小学生児童では39.8%となっています。



4) 父親の就労状況について

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、就学前児童と小学生児童がともに83.1%となっています。

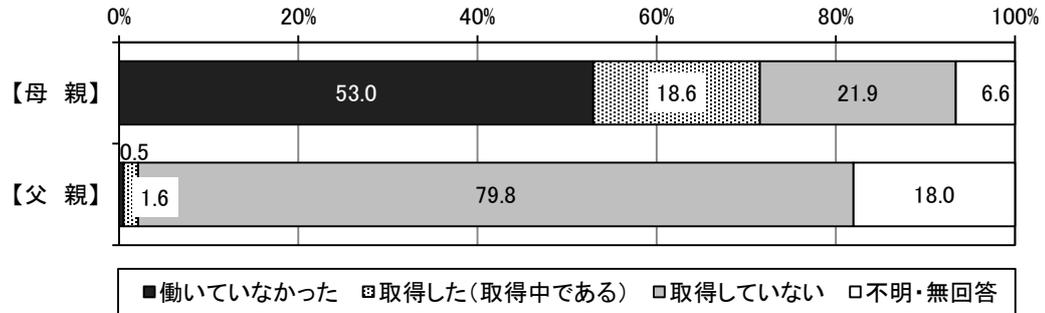


5) 育児休業取得状況について(就学前児童のみ)

母親は、「働いていなかった」が53.0%と最も高く、育児休業を「取得した(取得中である)」は18.6%となっています。

父親は、「取得していない」が79.8%と最も高く、育児休業を「取得した(取得中である)」は1.6%となっています。

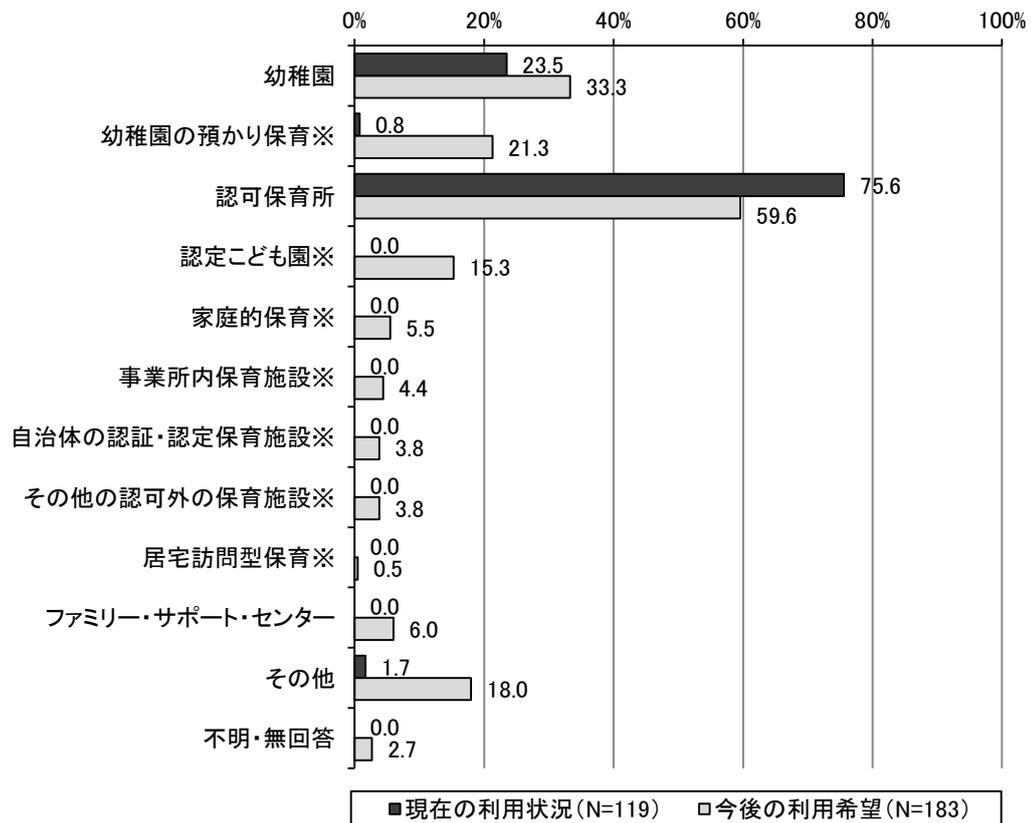
就学前児童(N=183)



6) 平日の定期的な教育・保育の利用について(就学前児童のみ)

教育・保育の現在の利用状況では、「認可保育所」が75.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.5%となっています。

今後の利用希望では、「認可保育所」が59.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が33.3%、「幼稚園の預かり保育※」が21.3%となっています。



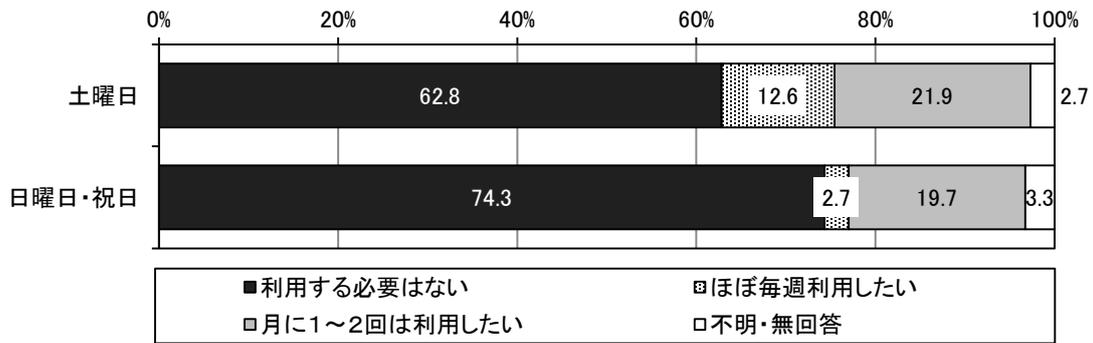
※上記の※印は、アンケート時点で真鶴町内にない施設・事業

7) 土日の定期的な教育・保育の利用意向について(就学前児童のみ)

土曜日では、「ほぼ毎週利用したい」が12.6%、「月に1～2回は利用したい」が21.9%となっています。

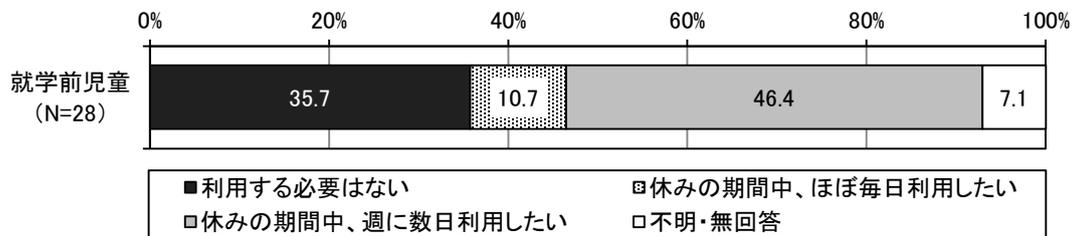
日曜日では、「ほぼ毎週利用したい」が2.7%、「月に1～2回は利用したい」が19.7%となっています。

就学前児童(N=183)



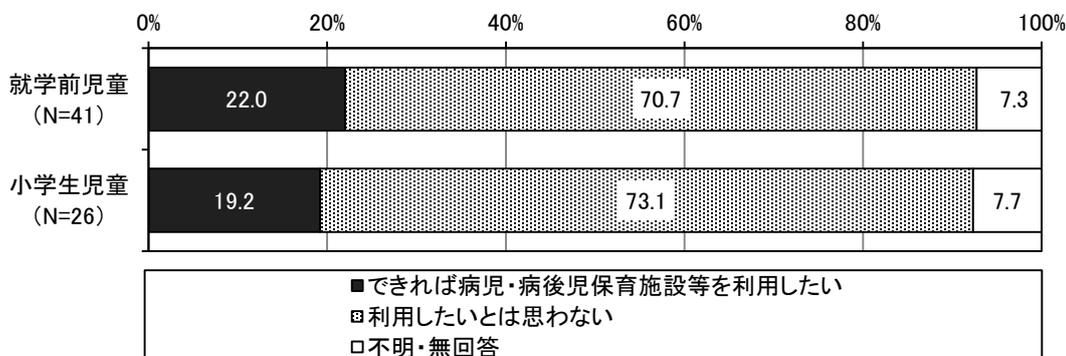
8) 長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について(就学前児童のみ)

「休みの期間中、週に数日利用したい」が46.4%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が10.7%となっています。



9) 病児・病後児保育事業の利用意向について

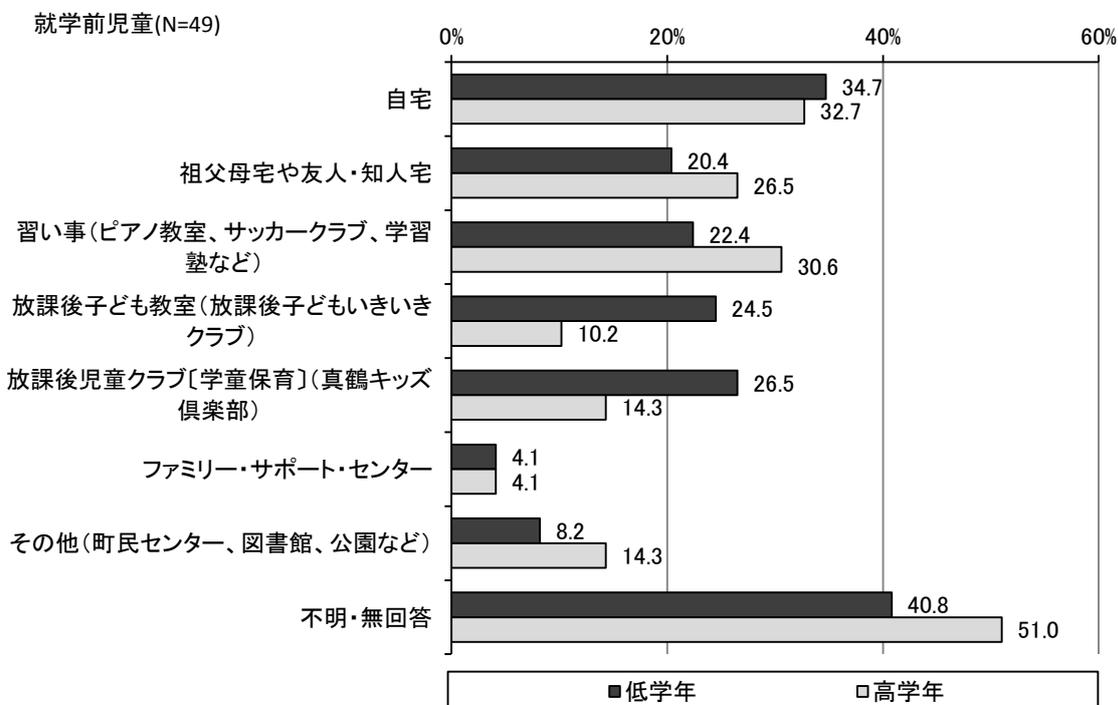
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が、就学前児童では 22.0%、小学生児童では 19.2%となっています。



10) 放課後児童クラブ等の利用意向について

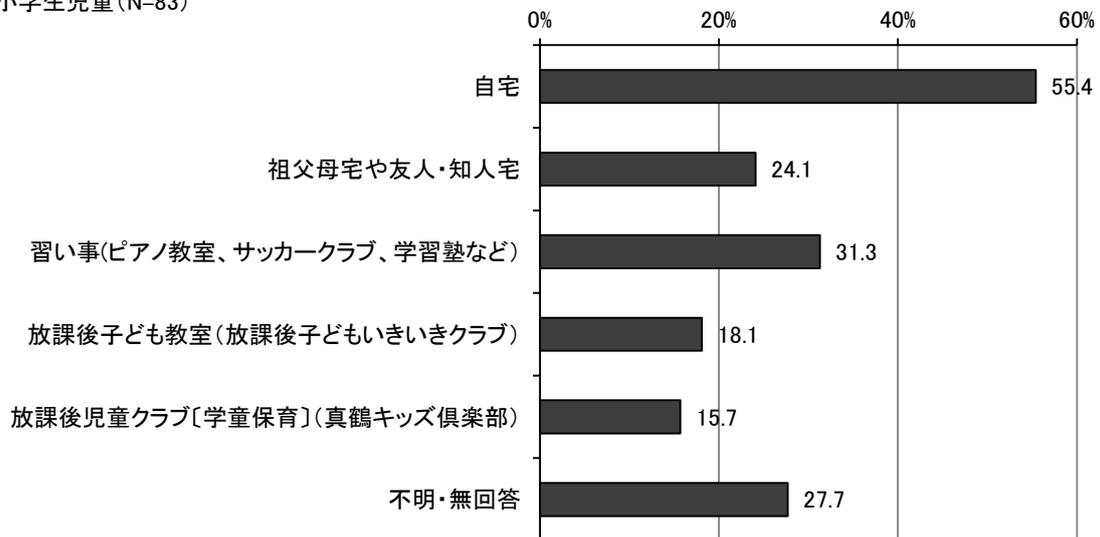
就学前児童をみると、低学年では「放課後児童クラブ」が 26.5%、「放課後子ども教室」が 24.5%となっています。

高学年では「放課後児童クラブ」が 14.3%、「放課後子ども教室」が 10.2%となっています。



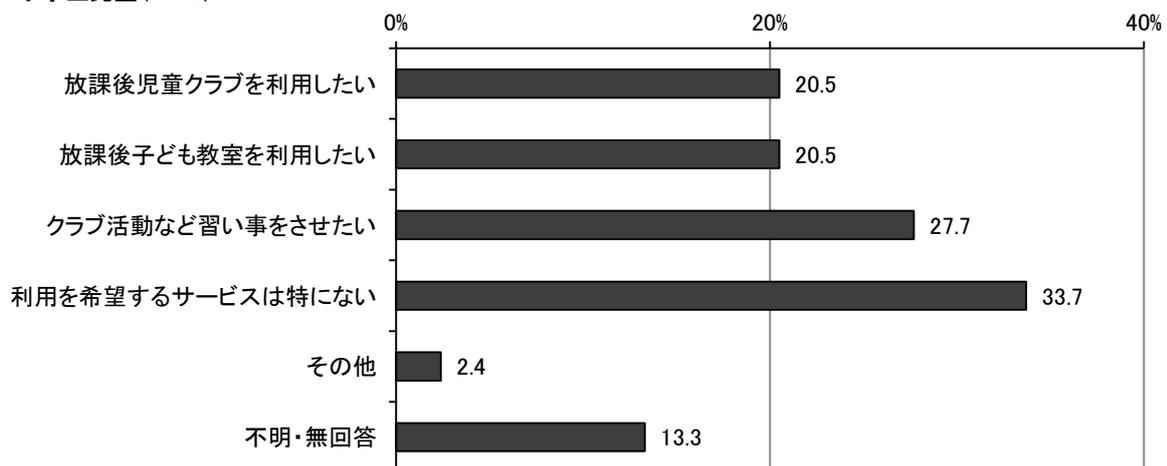
小学生児童をみると、低学年では「放課後児童クラブ」が 15.7%、「放課後子ども教室」が 18.1%となっています。

小学生児童 (N=83)



小学生児童の高学年では「放課後児童クラブを利用したい」と「放課後子ども教室を利用したい」がともに 20.5%となっています。

小学生児童 (N=83)



3節 保育所、幼稚園等の状況

1. 保育所の状況

真鶴町の認可保育所は、平成 25 年度現在 2 箇所あり、入所児童数の合計は 95 人で、保育所が 3 箇所ありました平成 21 年度と比べ減少傾向となっています。

また、真鶴町外の保育所を利用している（管外委託）入所児童数の合計は、平成 25 年度は 10 人で、平成 21 年度と比べ増加傾向となっています。

(1) 認可保育所（管外受託除く）

（各年度 4 月 1 日現在）

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
定員(人)	150	105	105	105	105	
施設数(箇所)	3	2	2	2	2	
入所児童数	0歳(人)	3	0	1	2	0
	1歳(人)	5	8	8	10	8
	2歳(人)	20	17	14	13	22
	3歳(人)	18	29	24	16	21
	4歳(人)	33	18	29	24	17
	5歳(人)	27	33	17	27	27
	合計(人)	106	105	93	92	95

資料:健康福祉課

(2) 管外委託

（各年度 4 月 1 日現在）

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
施設数(箇所)	1	7	9	6	8	
入所児童数	0歳(人)	0	1	0	0	2
	1歳(人)	0	2	2	0	0
	2歳(人)	0	1	2	2	0
	3歳(人)	1	3	1	3	4
	4歳(人)	0	1	5	0	4
	5歳(人)	0	1	1	3	0
	合計(人)	1	9	11	8	10

資料:健康福祉課

2. 幼稚園の状況

真鶴町の幼稚園は、平成 25 年度現在 1 箇所あり、入所児童数の合計は 30 人で、平成 21 年度と比べ増加傾向となっています。

(各年度 5 月 1 日現在)

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員(人)	120	120	120	120	120
施設数(箇所)	1	1	1	1	1
園児童数(人)	24	22	19	21	30

資料:教育課

3. 放課後児童クラブの状況

真鶴町の放課後児童クラブは、平成 25 年度現在 1 箇所あり、利用児童数の合計は 32 人で、平成 21 年度と比べ増加傾向となっています。

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
クラブ数(箇所)	1	1	1	1	1	
年平均 利用児童数	1~3年(人)	12	26	22	24	32
	4~6年(人)	-	-	-	-	-
	合計(人)	12	26	22	24	32

資料:健康福祉課

4. 地域子育て支援拠点の状況

真鶴町の地域子育て支援拠点の活動は、平成 24 年度からスタートし、平成 25 年度現在 1 箇所あり、年間延べ利用者数は 1,462 人となっています。

年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
実施箇所(箇所)	-	-	-	1	1
年間延べ利用者数(人)	-	-	-	744	1,462

資料:健康福祉課

4節 課題のまとめと今後の方向性(案)

■子育てしやすい環境づくりにむけた多様なニーズへの対応

女性の社会進出が進み、保育需要は増加しているとともに子育て家庭が求める保育サービスニーズは多様化しています。

本町では、こうした状況に対応していくために、子育てしやすい環境づくりにむけてサービスの提供体制の充実を図ることが求められています。

■子育てに関する気軽な相談の場と情報提供の周知と充実

子育て家庭が抱える生活上の課題を解決するためには、気軽な相談窓口があることも重要で、調査結果からも気軽に相談できる環境の整備が求められます。

また子育てに関する様々な情報が子育て家庭や、職場や、地域に対し十分に届かないと、支援対策や制度を整えても子育て家庭で適切な対応ができず、ストレスの原因となります。

本町ではこうしたことを鑑み、子育て支援サービスの周知化と情報内容の充実を図ることが求められています。

■仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

近年の核家族化や男性の育児休業取得の状況等を踏まえると、十分に家族の協力を得ることが難しい状況が推測され、本町においても今後は、家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めることが求められています。特に、男女共同参画の意識の醸成を図りながら、男女ともに長時間労働の抑制や、男性の育児参加の機会の推進を進めていくことが大切となっています。

■地域全体で子育てを支える体制の構築

親が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長していくためには、地域での支えが重要となります。また、子育て中の親や家庭が、地域との交流機会を持つことにより、子育て力の向上が期待されます。

本町では今後、地域とのつながりや、人材・施設等の地域資源を活かし、地域全体における子育て支援を充実するとともに、その取り組みに対して参加しやすいシステムの構築を図ることが求められています。

第3章 施策の体系と展開

1節 施策の体系

安らぎとふれあいのなかで健やかに子どもが育つ環境を

基本目標1 地域における子育て支援

- 1.地域における子育て支援・保育サービスの充実
- 2.子育て支援のネットワークづくり
- 3.児童健全育成支援

基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

- 1.子どもや母親の健康の確保
- 2.食育の推進
- 3.思春期保健対策の充実
- 4.小児医療の充実

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

- 1.次代の親の育成
- 2.子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 3.家庭や地域の教育力の向上
- 4.子どもを取りまく有害環境対策の推進
- 5.地域の活性化(次代の親・子どもへの良い影響)

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- 1.良質な住宅や良好な居住環境の確保
- 2.安全な道路交通環境の整備
- 3.安心して外出できるまちづくり

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

- 1.多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- 2.仕事と子育ての両立の推進

基本目標6 子ども等の安全の確保

- 1.子どもの不慮の事故防止活動の推進
- 2.子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進
- 3.子どもの防災等の推進
- 4.被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標7 要保護児童への対応等

- 1.児童虐待防止対策の充実
- 2.母子家庭等の自立支援推進
- 3.障害児施策の充実

2節 具体的施策・事業の展開

1. 基本目標1における施策・事業内容

基本目標1：地域における子育ての支援

1) 地域における子育て支援・保育サービスの充実

事業番号・事業名	1 通常保育事業	担当課	健康福祉課
事業対象	生後7か月から小学校就学前までの（保護者が家庭で保育できない）児童		
事業概要・ 今後の取り組み	保護者の就労等の理由により家庭で充分保育できない児童を保育所にて保育する。		

事業番号・事業名	2 延長保育	担当課	健康福祉課
事業対象	保育園児		
事業概要・ 今後の取り組み	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間以外にも保育を行う。（今後、整備について検討）		

事業番号・事業名	3 休日保育	担当課	健康福祉課
事業対象	保育園児		
事業概要・ 今後の取り組み	サービス業に従事する保護者の、日曜、祝日等休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行う。（今後、整備について検討）		

事業番号・事業名	4 障がい児保育	担当課	健康福祉課
事業対象	障がいのある就学前児童		
事業概要・ 今後の取り組み	集団保育が可能で、日々通所でき、保育にかける障がい児の保育は受入可能となっているが、今後もいっそうのサービス向上を目指す。		

事業番号・事業名	5 一時預かり保育	担当課	健康福祉課
事業対象	就学前児童		
事業概要・ 今後の取り組み	家族の病気や入院等やむを得ない理由や、育児疲れの解消等私的な理由により、一時的に保育する事業。		

事業番号・事業名	6 認定こども園	担当課	健康福祉課
事業対象	就学前児童		
事業概要・ 今後の取り組み	小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。親が働いている・いないにかかわらず児童継続して保育することが可能な施設。（現在、設置はありません）		

事業番号・事業名	7 学童保育(放課後児童健全育成事業)	担当課	健康福祉課
事業対象	保護者が就労している小学校6年生までの児童		
事業概要・ 今後の取り組み	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び夏休み等長期休暇期間に、適切な生活の場を提供する事業。(4～6年生については、今後、整備について検討)		

事業番号・事業名	8 つどいの広場事業	担当課	健康福祉課
事業対象	乳幼児とその保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	乳幼児と一緒に親子が誰でも気軽に立ち寄れる憩いの場を提供する。		

事業番号・事業名	9 子どもに関する相談	担当課	健康福祉課
事業対象	18歳未満の児童の保護者または児童本人		
事業概要・ 今後の取り組み	18歳未満の子どもに関する相談を受ける。必要に応じて専門の相談機関の紹介をする。		

事業番号・事業名	10 幼児教育相談	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	幼児の保護者を主体とする一般市民及び教職員		
事業概要・ 今後の取り組み	幼児の心身の発育、友だちづくり、しつけ等の問題について、指導助言を行うとともに、親が抱える不安、ストレス、悩みの相談活動を展開する。今後は、保育園児の保護者の悩み相談のより一層の充実を図る。		

事業番号・事業名	11 教育相談事業 (教育支援センター事業)	担当課	教育課
事業対象	小・中学生と児童・生徒及びその家庭		
事業概要・ 今後の取り組み	教育支援センターを中心に学習活動や友だち関係、部活動等での悩みや心配ごと等子ども達の教育全般に関する指導や、保護者の教育相談を行う小・中学校相談員、臨床心理士らによるコンサルテーション開催を行うことで不登校により家に閉じこもっている児童・生徒に対して、家庭訪問による相談、援助、指導を行う。また、学校、家庭、地域社会が連携した不登校の教育相談体制の促進を図り、小・中学校との情報交換や連携強化に努める。今後は、様々なニーズの把握ときめ細やかな相談活動の実施を推進する。		

事業番号・事業名	12 心の教室相談	担当課	教育課
事業対象	中学校生徒及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供する必要があることから、生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動の支援をする。		

事業番号・事業名	13 真鶴放課後子どもいきいきクラブ	担当課	教育課
事業対象	小学校1年生～6年生の児童		
事業概要・ 今後の取り組み	放課後に年齢の異なる子ども達が、いろいろな遊びや活動を通して、仲間づくりの大切さを学ぶ。毎週月曜日、水曜日、金曜日のおおむね午後3時から5時まで。会場は、町民センター、小学校の体育館や図書館等。		

事業番号・事業名	14 社会教育ボランティア	担当課	教育課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	町民の学習支援及び推進を図るため、社会教育ボランティア登録制度により、小中学校の総合学習や放課後子どもいきいきクラブの地域指導者として参加する。		

事業番号・事業名	15 子ども手当	担当課	健康福祉課
事業対象	中学校3年生までの児童を養育している保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	中学校3年生までの児童を養育している世帯の保護者に対し、受給資格のある保護者がもれなく申請・届出するよう広報等により制度の周知に努める。		

事業番号・事業名	16 すくすく赤ちゃん子育て支援給付金	担当課	健康福祉課
事業対象	出生した児童の保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	少子化対策の一環として、児童の出生した世帯に対し出生直後の保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的に一時金を給付する。		

2) 子育て支援のネットワークづくり

事業番号・事業名	17 障がい児教育相談	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	障がいのある小中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	障がいのある児童に対し、適切な就学指導、一貫した相談支援体制等を推進する。		

事業番号・事業名	18 まなづるっ子サポート連絡会議	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	就学前の幼児から中学生まで		
事業概要・ 今後の取り組み	問題を抱えた子どもたちの支援のため、幼稚園、保育園、小中学校等関係機関の連携を図る。		

3) 児童健全育成支援

事業番号・事業名	19 ひなづる幼稚園園庭開放	担当課	教育課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	平日 14:30~17:00、休日 9:00~17:00 に園庭を開放し、関係団体に活動の場を提供している。		

事業番号・事業名	20 「開発にともなう広場」の活用・ 修復事業	担当課	まちづくり課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	真鶴町には自然の中で遊べる空間が多くあり、また開発により確保された広場もあちこちに存在しているが、これらが『子どもの家』として十分に利用されていない。これらの広場等が『子どもの家』となるように行政・住民双方で検討を行う。		

事業番号・事業名	21 借り上げ方式等による広場づくり	担当課	健康福祉課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	借り上げ方式等による広場づくりの検討。		

事業番号・事業名	22 まなづる小学校プール開放	担当課	教育課
事業対象	小学生以下の児童		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休み期間中、まなづる小学校のプールを開放する。		

事業番号・事業名	23 真鶴半島健康マラソン	担当課	教育課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	健康増進を図ることを目的とし、自分のペースで完走することを目指し半島を周回する。		

事業番号・事業名	24 幼児家庭教育学級	担当課	教育課
事業対象	就学前児童の保護者,祖父母		
事業概要・ 今後の取り組み	豊かな心を持った子に育てるための幼児教育のあり方を考える。		

事業番号・事業名	25 絵画コンクール	担当課	教育課
事業対象	小・中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	真鶴町の自然や町並みの景色、町で働いている人、行事等をテーマにした絵画作品のコンクール。		

事業番号・事業名	26 児童水泳教室	担当課	教育課
事業対象	小学校低学年		
事業概要・ 今後の取り組み	まなづる小学校プールにて初心者を対象に町職員が指導する。		

事業番号・事業名	27 海と山の子どもたちの交流会 (檜原村交流会)	担当課	教育課
事業対象	小学校4年生～6年生		
事業概要・ 今後の取り組み	友好親善提携している長野県安曇野市と海の町の子ともと山の町の子ともが交流することにより理解を深める。東京都檜原村の自然の中で川遊び等を通じ地元の小学生との交流を深める。		

事業番号・事業名	28 子どもおもしろ探検隊	担当課	教育課
事業対象	小学4年生～中学3年生		
事業概要・ 今後の取り組み	身近な地域の体験や科学遊び等、様々な体験を子ども達に経験してもらうことで、心身の成長を育成する。		

事業番号・事業名	29 書初め展	担当課	教育課
事業対象	小・中学生・一般		
事業概要・ 今後の取り組み	新春に町民センター講堂にて書初め展を開催する。		

事業番号・事業名	30 ふれあいの集い	担当課	教育課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	中学生が主体となり、模擬店やゲーム等を行い、子どもから高齢者まで楽しみながら交流を深める。		

事業番号・事業名	31 親子野外映画会	担当課	教育課
事業対象	一般		
事業概要・ 今後の取り組み	町民センターコミュニティ広場において開催。		

事業番号・事業名	32 町民音楽祭	担当課	教育課
事業対象	保育所、幼稚園、まなづる小学校、真鶴中学校等		
事業概要・ 今後の取り組み	町内の音楽サークルや保育所児童、幼稚園児、小学校、中学校等が一同に会し、音楽発表会を開催することで、音楽への愛好心を育み、参加者にふれあいの場を提供する。		

事業番号・事業名	33 おはなし会	担当課	教育課
事業対象	幼児・小学校低学年		
事業概要・ 今後の取り組み	図書館のキッズコーナーにおいて、ボランティアによる絵本等の読み聞かせを行い、子どもや保護者が図書に親しむ機会を提供する。登録ボランティアの人数を増やし、人形劇等活動内容を広げていく。		

事業番号・事業名	34 夏休み子どもフェスティバル	担当課	教育課
事業対象	小学生		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休み中の小学生を対象に、各種講座を開催。		

事業番号・事業名	35 夏休み子どもフェスティバル	担当課	企画調整課
事業対象	小学校3年生から6年生		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休み子ども施設見学会。		

事業番号・事業名	36 冬休み子どもフェスティバル	担当課	教育課
事業対象	小学生		
事業概要・ 今後の取り組み	冬休み中の小学生を対象に、星の観察会、ケーキ作り教室等を開催。		

事業番号・事業名	37 グリーンエイド真鶴コンサート	担当課	教育課
事業対象	青年・一般町民		
事業概要・ 今後の取り組み	真鶴半島を含めた自然に対するマナーの向上と地元で活躍するアマチュアバンドによるコンサートを開催。		

事業番号・事業名	38 西さがみ連邦共和国開催イベント	担当課	町民生活課
事業対象	小学校3年生から		
事業概要・ 今後の取り組み	地球ファミリー-環境会議・環境に対する意識を育む。		

事業番号・事業名	39 小学生税の書道展	担当課	税務収納課 小田原青色申告会
事業対象	2市8町に在住、在学する小学生		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休み期間中、小学生に税に関する書道作品を書いてもらい、税に対する理解を深めてもらう。		

事業番号・事業名	40 足柄下郡中学生標語募集事業	担当課	選挙管理委員会
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	よりよい政治や選挙に対する意識を育てるため、選挙をテーマとした標語を募集する。		

2. 基本目標2における施策・事業内容

基本目標2：母性・乳幼児等の健康の確保・増進

1) 子どもや母親の健康の確保

事業番号・事業名	41 新生児・産婦訪問指導 (こんにちは赤ちゃん事業)	担当課	健康福祉課
事業対象	新生児、乳児、産婦及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	新生児期に訪問することで新生児や産婦の健康相談を行い、ブックスタートとして絵本を配布し、赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあうことの大切さ等育児情報の提供や育児不安の解消を図る等、育児の支援体制の基盤づくりをする。妊娠届、出生連絡票、転入アコーダーより対象者を把握し保健師による全数訪問を実施。また、訪問の際に虐待の恐れのある世帯等要保護の児童の早期発見、世帯のフォローを行う。		

事業番号・事業名	42 母子健康手帳交付	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦		
事業概要・ 今後の取り組み	妊婦・出産・育児に関する一環した健康の記録をすることで、母子の健康管理に努める。また、必要があれば保健指導を実施している。		

事業番号・事業名	43 妊婦健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦		
事業概要・ 今後の取り組み	妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理と胎児の発育状態を支援するために医療機関に委託し、妊娠中の14回公費負担により健康診査を実施している。		

事業番号・事業名	44 妊婦訪問	担当課	健康福祉課
事業対象	訪問の必要な妊婦		
事業概要・ 今後の取り組み	妊娠中におこりやすい異常の早期発見と予防や胎児の順調な発育と正常な出産に向けて、妊婦の日常生活全般にわたる保健指導と精神的支援を行う。		

事業番号・事業名	45 4か月児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	4か月児と及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・保健師・看護師・栄養士により身体計測、診察、発育・発達等乳児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援している。		

事業番号・事業名	46 8～9か月児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	8～9か月児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・保健師・看護師・栄養士により身体計測、診察、発育・発達等乳児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援している。		

事業番号・事業名	47 1歳6か月児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	1歳6か月児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・心理判定員・看護師により身体計測、診察、口腔内の観察、発育・発達等幼児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援している。		

事業番号・事業名	48 3歳児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	3歳児と及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・心理判定員・看護師により、身体計測、診察、口腔内の観察、発育・発達等幼児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援している。		

事業番号・事業名	49 3歳児視聴覚検診	担当課	健康福祉課
事業対象	3歳児健康診査対象者		
事業概要・ 今後の取り組み	家庭で視聴覚検査アンケートを実施し、アンケートを元に委託機関がスクリーニング及び言語療法士、機能訓練士による2次検査を実施し、異常の早期発見、早期治療へつなげる。		

事業番号・事業名	50 乳幼児歯科健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	1歳、2歳、2歳6か月、事後指導が必要な児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、歯科医師、歯科衛生士により口腔内の状態を観察や予防処置を実施し、保護者とう歯の予防と口腔衛生のポイントを確認する。また、必要があれば保健指導を実施している。		

事業番号・事業名	51 乳幼児精密検査	担当課	健康福祉課
事業対象	各乳幼児健診にて精密検査対象児		
事業概要・ 今後の取り組み	医師により何らかの疾病が疑われ、精密検査が必要と判断された乳幼児に対し、精密健康診査受診券を発行し、早期発見・早期治療を目的に委託医療機関で精密健康診査を実施する。（ただし、小児医療費助成対象者0～3歳未満においては医療機関の紹介のみ）		

事業番号・事業名	52 4・5歳児尿検査 (腎臓病・糖尿病)	担当課	健康福祉課
事業対象	就学前の4・5歳時		
事業概要・ 今後の取り組み	腎疾患の予防と早期発見のために尿検査を実施している。		

事業番号・事業名	53 予防接種	担当課	健康福祉課
事業対象	接種対象年齢児		
事業概要・ 今後の取り組み	感染症に対する免疫を確保し、疾病の発生及び流行を予防するため、法律に基づき予防接種を行う。		

事業番号・事業名	54 乳幼児経過健康診断	担当課	健康福祉課
事業対象	各乳幼児健診受診後の児童		
事業概要・ 今後の取り組み	乳幼児健康診査等により発育や発達に関して、要経過観察と判断された乳幼児に対して、医師等による経過健診及び相談事業等を行い、適切な指導や育児支援を行う。		

事業番号・事業名	55 両親教室	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦とその家族		
事業概要・ 今後の取り組み	母親の心理面・精神面を重視し、同時に母親同士の仲間づくりの機会とし、健全な母性育成に努める。父親の育児参加をすすめ、沐浴等具体的な方法を伝えることで家族そろって子育てができるよう支援する。		

事業番号・事業名	56 育児セミナー	担当課	健康福祉課
事業対象	概ね生後1歳までの乳児と保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	育児及び離乳食等の相談・指導を行い、健全な母子の育成に努める。子どもを持つ親同士の情報交換や友達作りの場となるよう支援していく。		

事業番号・事業名	57 親子教室（汽車ポッポ教室）	担当課	健康福祉課
事業対象	保育園・幼稚園入園前の幼児と保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	<p>集団遊びを通じて子どもと保護者の関わりや参加者同士が交流を図り、育児の楽しさ、不安や悩みを共有でき、必要時には育児に関するアドバイスを行い保護者が孤立しないように支援する。また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等での言葉の遅れや生活習慣上の問題を持つ子どもを対象に、健全な発育を促すために集団遊びの機会を与えるとともに、保護者に対し、適切な育児態度を身につけることができるように支援する。また、講演会を開催することで保護者が育児に対する正しい知識を学ぶ機会を提供している。</p>		

事業番号・事業名	58 親子で楽しくリフレッシュ	担当課	健康福祉課
事業対象	乳幼児とその保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	<p>乳幼児と保護者に対して、親子がともに心と体が元気で楽しくすごせるよう、絵本の読み聞かせや親子体操を通してふれあいの機会を作る。</p>		

事業番号・事業名	59 保健事業年間カレンダーの作成	担当課	健康福祉課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	<p>母子保健事業の年間計画を掲載した健康づくりカレンダーを毎年作成し、各戸へ配布している。あらかじめお知らせすることにより事業へ計画的に参加してもらうようにしている。</p>		

事業番号・事業名	60 受動喫煙防止の普及啓発	担当課	健康福祉課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	<p>妊娠届出時をはじめ、母子保健事業等の様々な機会に、喫煙や受動喫煙防止に関する情報提供を行ったり、両親教室内でも説明する場を設け啓発活動も行って、禁煙の取り組みを支援することにより事業の推進に努める。</p>		

2) 食育の推進

事業番号・事業名	61 親子料理教室ほか	担当課	教育課
事業対象	小学生とその保護者		
事業概要・今後の取り組み	夏休み、冬休み子どもフェスティバルや「子どもおもしろ生活くらぶ」での六彩会による栄養指導を加味した料理教室の開催。		

事業番号・事業名	62 学校給食の推進	担当課	教育課
事業対象	小学生		
事業概要・今後の取り組み	児童の発育や健康のもととなる学校給食については、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導を推進するとともに、栄養バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等学校給食の充実に努めている。また、ホームページ等も活用し献立の保護者への情報提供等もを行っている。		

3) 思春期保健対策の充実

事業番号・事業名	63 依頼に応じた健康教育	担当課	健康福祉課
事業対象	一般		
事業概要・今後の取り組み	団体や各関係機関より母子の健康に関する知識普及のため、依頼に応じて教育を実施している。		

事業番号・事業名	64 ふれあい体験セミナー（再掲）	担当課	健康福祉課
事業対象	中学生		
事業概要・今後の取り組み	思春期の男女に対して、乳幼児とふれあい、生命の尊さや人を思いやる心を養う機会とし、健全な育成を目標とする。		

事業番号・事業名	65 心の教室相談（再掲）	担当課	教育課
事業対象	中学校生徒及び保護者		
事業概要・今後の取り組み	生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供する必要があることから、生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動の支援をする。今後は、様々なニーズの把握ときめ細かな相談活動の実施を推進する。		

4) 小児医療の充実

事業番号・事業名	66 医療体制の充実	担当課	診療所、健康福祉課
事業対象	新生児、乳児産婦及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	医師会や関係機関との協力体制の強化をする。		

事業番号・事業名	67 小児医療費助成事業	担当課	健康福祉課
事業対象	中学校以下の児童		
事業概要・ 今後の取り組み	中学校卒業までの児童が医療機関にかかった場合の医療費を助成する(所得制限なし)。		

事業番号・事業名	68 児童インフルエンザ予防接種費助成	担当課	健康福祉課
事業対象	小学校・中学校の児童を持つ保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	重症化の恐れのあるインフルエンザの予防接種を促進するため、その接種にかかる費用の一部を助成する。		

3. 基本目標3における施策・事業内容

基本目標3:子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

1) 次代の親の育成

事業番号・事業名	69 心の教室相談（再掲）	担当課	教育課
事業対象	中学校生徒及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供する必要があることから、生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動の支援をする。今後は、様々なニーズの把握ときめ細やかな相談活動の実施を推進する。		

事業番号・事業名	70 ふれあい体験セミナー（再掲）	担当課	健康福祉課
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	思春期の男女に対して、乳幼児とふれあい、生命の尊さや人を思いやる心を養う機会とし、健全な育成を目標とする。		

2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業番号・事業名	71 国際理解教育事業	担当課	教育課
事業対象	小中学校		
事業概要・ 今後の取り組み	英語を母国語とする外国人を英語授業の助手として登用。中学生を対象にした英会話体験。小学校における英会話学習による国際理解教育の推進。		

事業番号・事業名	72 中学生海外派遣研修事業	担当課	教育課
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休みを利用して、中学生をオーストラリアに8日間派遣。ホームステイ等の体験を通して国際理解を深める。		

3) 家庭や地域の教育力の向上

事業番号・事業名	73 幼児家庭教育学級	担当課	教育課
事業対象	就学前の児童の保護者、祖父母、一般町民		
事業概要・ 今後の取り組み	子育て中の保護者が主体となり、子育てで大切なこと、大切にしたいことをともに学ぶため、様々な講演等を開催している。		

事業番号・事業名	74 託児ボランティア	担当課	教育課
事業対象	概ね2歳～就学前の幼児		
事業概要・ 今後の取り組み	子育て期にある保護者が各種学習活動に参加できるよう託児をする。		

事業番号・事業名	75 湯河原町浄水センター施設見学会	担当課	まちづくり課
事業対象	一般		
事業概要・ 今後の取り組み	湯河原町浄水センター施設見学、下水道関連ビデオ鑑賞をとおり、下水道に関する理解を深める。		

事業番号・事業名	76 ふれあいスポーツ大会	担当課	健康福祉課
事業対象	高齢者・障がい者・保育園児・幼稚園児		
事業概要・ 今後の取り組み	高齢者、障がい者、保育園、幼稚園児の参加により健康増進及び異世代間交流を目的にスポーツ大会を実施。10月下旬、荒井城址公園で開催している。		

事業番号・事業名	77 生きがい事業団の活用	担当課	健康福祉課
事業対象	高齢者・障がい者・保育園児・幼稚園児		
事業概要・ 今後の取り組み	高齢者の知識と経験を生かし、地域における子育てを支援する。		

事業番号・事業名	78 ブックスタート事業	担当課	教育課、健康福祉課
事業対象	乳幼児		
事業概要・ 今後の取り組み	新生児の訪問の際に、読み聞かせしやすい絵本を贈呈し、本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけ作りをする。また、乳幼児の検診の際に、まなづる図書館の職員が保護者へ読む本の選び方の相談、助言を行っている。		

4) 子どもを取りまく有害環境対策の推進

事業番号・事業名	79 環境浄化活動の促進	担当課	教育課
事業対象	就学前の児童の保護者、祖父母、一般町民		
事業概要・ 今後の取り組み	青少年指導員等と連携をとり、街頭浄化活動を行い、有害図書が児童の目にふれないようにしている。		

5) 地域の活性化（次代の親・子どもへの良い影響）

事業番号・事業名	80 コミュニティバスの運行	担当課	まちづくり課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	利便性の向上により、人の往来を活発にし、まちの活性化を図り、交通弱者になりやすい高齢者・障がい者・妊婦の方々等の外出に抵抗をなくす。		

事業番号・事業名	81 カントリーライフ	担当課	産業観光課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	町民が海のスポーツを気軽にできるような環境を整える。琴ヶ浜海岸、岩海水浴場、お林展望公園の整備により、海辺や軽スポーツ等楽しめる広場空間をつくる。		

事業番号・事業名	82 商店街の活性化	担当課	産業観光課、企画調整課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	商店街の中に、貸スタジオ、会議室、マルチメディアコーナー、住民サポートコーナー等を備えている情報センターを、人の集まる場の中心としていく。図書館併設。		

4. 基本目標4における施策・事業内容

基本目標4:子育てを支援する生活環境の整備

1) 良質な住宅や良好な居住環境の確保

事業番号・事業名	83 空地・空家情報提供	担当課	まちづくり課
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	定住者の増加、地域の活性化及び防犯・防災の促進を目的とし、空地・空家の情報をホームページで提供している。		

2) 安全な道路交通環境の整備

事業番号・事業名	84 通学路安全点検	担当課	総務課
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	小学校、交通安全母の会が主体となり、通学路の安全性を確認、横断歩道の設置要望等を行う。		

事業番号・事業名	85 交通安全施設の整備	担当課	まちづくり課
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	カーブミラーの適切な設置、てすり、転落防止柵、ガードレール設置を推進する。通学路安全点検結果やその他要望に対応。必要な場合には、道路整備全体を考慮して対応している。		

3) 安心して外出できるまちづくり

事業番号・事業名	86 子育て世帯にやさしい施設整備	担当課	まちづくり課、健康福祉課
事業対象	保護者		
事業概要・今後の取り組み	公共施設においてベビーベッドやベビーチェアの設置を促進し、子育て世帯にも安心して利用できる施設の整備につとめます。		

事業番号・事業名	87 マタニティマークの普及	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦		
事業概要・今後の取り組み	妊婦の方が公共交通機関等の利用で困らないよう、母子手帳の交付時にマタニティマークを配布し、また、マークを周知するポスターの啓発活動を行っている。		

事業番号・事業名	88 コミュニティバスの運行（再掲）	担当課	まちづくり課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	利便性の向上により、人の往来を活発にし、まちの活性化を図り、交通弱者になりやすい高齢者・障害者・妊婦の方々等の外出に抵抗をなくす。		

5. 基本目標5における施策・事業内容

基本目標5:職業生活と家庭生活の両立の推進

1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業番号・事業名	89 男女共同参画の推進	担当課	企画調整課、産業観光課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	平成 20 年度に策定した真鶴町男女共同参画プランを商工会や各事業所へポスター・チラシの配布を行うことで普及・広報を行い、男女間の雇用手続き格差が生じないように啓発します。		

2) 仕事と子育ての両立の推進

事業番号・事業名	90 両親教室（再掲）	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦とその家族		
事業概要・ 今後の取り組み	母親の心理面・精神面を重視し、同時に母親同士の仲間づくりの機会とし、健全な母性育成に努める。父親の育児参加をすすめ、沐浴等具体的な方法を伝えることで家族そろって子育てができるよう支援する。		

6. 基本目標6における施策・事業内容

基本目標6:子ども等の安全の確保

1) 子どもの不慮の事故防止活動の推進

事業番号・事業名	91 交通安全教室	担当課	総務課
事業対象	小学校1年生		
事業概要・今後の取り組み	小学校1年生を対象に真鶴町交通指導隊、小田原警察署員等を指導員として道路の安全な横断の仕方等を身に付けさせる。		

事業番号・事業名	92 交通安全教室	担当課	総務課
事業対象	保育園児・幼稚園児		
事業概要・今後の取り組み	交通安全母の会主催で保育園児に対し、寸劇、紙芝居等を通して交通安全に関する教室を開催する。		

事業番号・事業名	93 交通安全ポスターコンクール	担当課	総務課
事業対象	小学校5年生		
事業概要・今後の取り組み	交通安全ポスターの作成を通して、交通安全の意識をはぐくむ。		

事業番号・事業名	94 春・秋交通安全週間街頭指導	担当課	総務課
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	春・秋の交通安全週間に合わせて、通学路の要所にPTA役員、役場職員等を配置して実施。		

2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

事業番号・事業名	95 夏季・冬季愛護パトロール	担当課	教育課
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	夏休み、冬休み期間中の午後4時ごろから、青少年指導員、各校PTA、民生児童委員等の協力により町内を巡回パトロール。		

事業番号・事業名	96 安全安心メール	担当課	総務課、教育課、企画調整課
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	不審者情報等の提供により子どもたちの見守り体制を強化する。今後、町内での発生時の対応を強化させていく。		

事業番号・事業名	97 自主防犯活動の促進	担当課	総務課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	自治会の方が防犯活動に参加することにより、自治意識を高め、地域の防犯を強化させる。		

3) 子どもの防災等の推進

現在個々の事業としては挙げられていませんが、他の事業とも連携を取り継続検討していきます。

4) 被害に遭った子どもの保護の推進

現在個々の事業としては挙げられていませんが、他の事業とも連携を取り継続検討していきます。

7. 基本目標7における施策・事業内容

基本目標7:要保護児童への対応等

1) 児童虐待防止対策の充実

事業番号・事業名	98 子どもに関する相談（再掲）	担当課	健康福祉課
事業対象	18歳未満の児童の保護者または児童本人		
事業概要・今後の取り組み	18歳未満の子どもに関する相談を受ける。必要に応じて専門の相談機関の紹介をする。		

事業番号・事業名	99 要保護児童対策地域協議会	担当課	健康福祉課、教育課、各関係機関
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	複雑多様化している虐待、擁護、ネグレクト等の児童問題に対応していくために、真鶴町の関係機関の連携をさらに強化し、また、児童相談所、保健福祉事務所、警察署等とも連携し子どもの人権擁護と生命の維持、問題の発生予防、早期発見、児童の保護及び自立に至る一貫した支援の充実・強化を図る。		

2) 母子家庭等の自立支援推進

事業番号・事業名	100 ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課	健康福祉課
事業対象	18歳以下の児童とその母（または父）		
事業概要・今後の取り組み	ひとり親家庭の母子等に対し、児童が18歳になる年度末まで医療費を助成する。		

事業番号・事業名	101 児童扶養手当の支給	担当課	健康福祉課
事業対象			
事業概要・今後の取り組み	離婚等の理由により父親と生計を同一にしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を目的とし手当を支給します。（所得制限有り）		

3) 障がい児施策の充実

事業番号・事業名	102 教育支援委員会（再掲）	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	障がいのある小中学生		
事業概要・今後の取り組み	障がいのある児童に対し、適切な就学指導、一貫した相談支援体制等を推進する。		

事業番号・事業名	103 保育所幼児保育相談員	担当課	健康福祉課
事業対象	保育所入所中の児童とその保護者や従事する保育士		
事業概要・ 今後の取り組み	集団保育において困難のある保育所在籍児童への対応のため、町内保育所保育士や保護者の相談にあたることを目的として幼児保育相談員が各保育園を1月に1回ずつ巡回する。		

事業番号・事業名	104 在宅心身障害児地域訓練会 (巡回リハビリテーション)	担当課	健康福祉課
事業対象	知的障がい、肢体不自由等の障がいのある在宅心身障がい児及びその保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	在宅心身障がい児に対する療育指導体制の充実を図るため、児童に対して基本的な生活訓練等と指導を保護者に対しては対象児の正しい理解と養育指導等を行う。(理学療法士、言語療法士、心理判定員、ケースワーカー、保育士等)		

事業番号・事業名	105 特別児童扶養手当の支給	担当課	健康福祉課
事業対象			
事業概要・ 今後の取り組み	身体または精神に障がいのある児童を監護養育する保護者を対象に手当てを支給する。(所得制限有り)		

第4章 数値目標及び確保方策について

1節 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、真鶴町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

2節 教育・保育事業の数値目標と確保方策

1. 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

1) 教育

■教育における量の見込み

単位(人)

	実績	見込み					
	平成26年度	平成27年度			平成28年度		
	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①量の見込み	29 (定員120)	38	0	38	33	0	33
②確保の内容		38	0	38	33	0	33
②-①		0	0	0	0	0	0

	見込み								
	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①量の見込み	29	0	29	24	0	24	23	0	23
②確保の内容	29	0	29	24	0	24	23	0	23
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■教育における提供体制・確保方策の考え方

○教育の定員数については、平成26年度現在120名の提供体制があり、平成27年度からの5年間の見込み量に対して、十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

2) 保育

■保育における量の見込み

単位(人)

		実績			見込み					
		平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳	
①量の見込み		92			70	6	29	63	6	36
②確保の内容	保育所				70	6	29	63	6	36
	地域型保育事業				0	0	0	0	0	0
②-①					0	0	0	0	0	0

		見込み								
		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳	
①量の見込み		59	4	39	62	3	30	62	2	25
②確保の内容	保育所	59	4	39	62	3	30	62	2	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

■保育における提供体制・確保方策の考え方

○保育については、平成 26 年度現在、92 人の実績があり、平成 27 年度からの 5 年間の見込み量に対して、十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

○地域型保育事業（小規模保育事業等）については、現在のところ考えておりませんが、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

3節 地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策

1. 時間外保育事業（延長保育事業）

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	未実施	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○延長保育事業については、平成 25 年度現在未実施であり、今後も調査結果からニーズはないと推定されますが、引き続きニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

2. 放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位(人)

		実績	見込み				
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	低学年	32	—	—	—	—	—
	高学年	—	—	—	—	—	—
	合計	32	58	56	55	55	54
②確保の内容			58	56	55	55	54
②-①			58	56	55	55	54

■提供体制・確保方策の考え方

○放課後児童健全育成事業については、平成 26 年度の利用実績は 32 人であり、平成 27 年度以降の増加分においては、新たに高学年の利用人数を見込んでいますが、高学年については現在未実施であることから、提供量の確保を含め、ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

3. 地域子育て拠点事業

■量の見込み

単位(人/月)

	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	122	122	122	122	122	122
②確保の内容		122	122	122	122	122
②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

〇地域子育て拠点事業については、平成25年度の利用実績は1月あたり122人であり、平成27年度以降の見込みについては、利用状況及びニーズを把握しながら必要に応じ確保策の検討をしていきます。

4. 一時預かり事業

■量の見込み

単位(人日/年)

		実績	見込み				
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園での 預かり保育	①1号量の見込み	未実施	0	0	0	0	0
	②2号量の見込み		-	-	-	-	-
	③確保の内容		-	-	-	-	-
	③-(①+②)		-	-	-	-	-
上記以外の 一時預かり	①量の見込み	未実施	0	0	0	0	0
	②確保の内容		-	-	-	-	-
	②-①		-	-	-	-	-

■提供体制・確保方策の考え方

〇一時預かり事業については、平成26年度現在未実施であり、今後も調査結果からニーズはないと推定されますが、引き続きニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

5. 病児・病後児保育事業

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績	見込み				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容	未実施	-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	-

■提供体制・確保方策の考え方

○病児・病後児保育事業については、平成 26 年度現在未実施であり、今後も調査結果からニーズはないと推定されますが、引き続きニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

6. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)／小学生児童のみ

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績	見込み				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容	未実施	-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	-

■提供体制・確保方策の考え方

○子育て援助活動支援事業については、平成 26 年度現在未実施であり、今後も調査結果からニーズはないと推定されますが、引き続きニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

7. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績	見込み				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	未実施	0	0	0	0	0
②確保の内容		-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	-

■提供体制・確保方策の考え方

○子育て短期支援事業については、平成 26 年度現在未実施であり、今後も調査結果からニーズはないと推定されますが、引き続きニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

8. 利用者支援事業

■量の見込み

単位(か所)

	実績	見込み				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	未実施	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○利用者支援事業については、1 か所を整備し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

9. 妊婦健診事業

■量の見込み

単位(人回/年)

	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	387	378	364	350	336	322
②確保の内容		378	364	350	336	322
②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○妊婦健診事業については、平成 25 年度の実施率（実人数）は 82.4%となっており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

10. 乳児家庭全戸訪問事業

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	36	29	27	26	25	24
②確保の内容		29	27	26	25	24
②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業は、平成 25 年度の訪問実施率は 100%となっており、今後も子育て家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

11. 養育支援訪問事業

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	14	12	12	11	10	10
②確保の内容		12	12	11	10	10
②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○平成25年度の実施率(実人数)は21.4%となっており、今後も養育支援の必要な家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

第5章 計画の推進について

1節 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所(園)、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

2節 計画の進行管理

本計画の推進については、実効性を高めるため、真鶴町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検(評価)・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、計画に基づく事業の実施状況や評価については、町の広報やホームページ等を活用し広く町民に公表していきます。

《PDCAサイクルイメージ図》



資料編

1 真鶴町子ども・子育て会議設置要綱

【真鶴町子ども・子育て会議運営規則】

平成 25 年 10 月 15 日規則第 24 号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、真鶴町附属機関の設置に関する条例（平成 12 年真鶴町条例第 4 号）に規定する、真鶴町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 真鶴町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 委員名簿

No.	氏 名	選出団体名・役職等	備 考
1	玉 田 洋	公募町民	
2	天 野 美 和	貴船愛児園 保護者代表	※2
3	石 塚 晴 美	ひなづる幼稚園 保護者代表（PTA会長）	※2
4	脇 山 亞 子	民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表	
5	遠 藤 雅 子	真鶴町託児ボランティアの会	
6	平 井 泰 行	真鶴キッズ倶楽部 主事	
7	松 永 亮	真鶴町社会福祉協議会 事務局長	
8	古 谷 弘 美	保健推進委員	
9	石 田 かおり	真鶴町保育会 石田保育園園長	
10	山 崎 邦 子	ひなづる幼稚園 ひなづる幼稚園教諭	
11	永 田 善	学識経験者	副会長
12	細 田 政 広	福祉関係行政職員 真鶴町参事兼健康健康福祉課長	会長※1
13	後 藤 由多加	教育関係行政職員 真鶴町教育委員会教育課副課長兼指導主事	※1

※1印は、第2回会議から変更のあった委員

※2印は、第3回会議から変更のあった委員